

平成24年(ミ)第1号

(Heisei 24 (Mi) No. 1)

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

(2-1 Yaesu 2-chome, Chuo-ku, Tokyo)

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

(Reorganizing Company: Elpida Memory, Inc.)

番号
(Serial No.)

更生債権届出書 (法138条1項)

(Proof of Reorganization Claims Form (under Article 138, Paragraph 1 of the Corporate Reorganization Law))

作成日 2012年10月31日

(Filing Date) (yy) (mm) (dd)

住所 (Address) アメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市マサチューセッツアベニュー77

77 Massachusetts Avenue, Cambridge, MA 02139-4307, USA

ふりがな マサチューセッツ工科大学

氏名 (商号) (Name (Trade Name)) Massachusetts Institute of Technology

ふりがな ヴァイスプレジデント兼ジェネラルカウンセル アール・グレゴリー・モーガン
(代表者名) (Name of Representative) Vice President & General Counsel R. Gregory Morgan

TEL

FAX

(担当者
(Person in Charge))内線
(Extension No.))郵便物等受取場所 (上記住所と異なる場合にのみ記載してください。)
(Address for Postal Matters (Fill in below if it differs from the address above.))

(代理人による届出の場合) (If you wish to file your claim through an agent, fill in below.)

代理人住所 〒105-0011 東京都港区芝公園1-1-1 興和芝公園ビル4階
(Address of Agent) Kowa-Shibakoen Building 4F, 1-1-1, Shibakoen 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-0011

氏名 弁護士 武智 克典

(Name) Attorney at Law Katsunori Takechi (Affix Seal/Signature)

TEL 03-5425-2010

FAX 03-5425-2011

東京地方裁判所民事第8部 御中

債権額
(Amount of Claims Filed)7100万アメリカドル
(Total US\$ 71,000,000)議決権の額
(Amount of Voting Rights)同上 (ただし、136条2項及び3項に該当する部分は除く。)
(Same as above; provided, however, that the amount after applying Article 136, Paragraphs 2 and 3 of the Corporate Reorganization Law shall be excluded.)執行力ある債務名義又は
終局判決があるときは、
その対象となる債権等
(Claims to be Subject to any
Enforceable Title of Obligation
or Final Decree (if any))

なし

 別紙のとおり (Please see the exhibit.)更生債権に関し更生手
続開始当時係属する訴
訟があるときは、その
対象となる債権等
(Claims to be Subject to any
Pending Action relating to
Reorganization Claims at the
Time of the Commencement of
the Reorganization Proceedings
(if any))裁判所 支部 平成 年 () 第 号
(Court) (Branch) (Heisei) (yy) () No.

事件名 (Title of the Case)

原告 (Plaintiff) 被告 (Defendant)

対象となる債権 (Subject Claim)

 別紙のとおり (Please see the exhibit.)

債権の内容及び原因 (Content and Cause of Claim)

別紙のとおり

なお、この届出は、更生手続開始決定後の損害賠償請求権が共益債権ではないことを認める
ものではないことに留意されたい。別途、共益債権として権利を行使する可能性があることを
申し添えておく。

債権の内容及び原因

更生会社が、債権者マサチューセッツ工科大学及び債権者メリーランド大学（以下「債権者ら」という。）が共有している下記の特許権（以下「本件特許権」という。）を侵害したことを理由とするアメリカ合衆国特許法（アメリカ合衆国法典第35巻）（以下「アメリカ特許法」という。）第284条、第286条等に基づく損害賠償請求権である。

登録国	アメリカ合衆国
特許番号	6, 057, 221
特許日	2000年5月2日
出願日	1997年4月3日
発明の名称	金属相互接続のレーザ誘導切断
クレーム数	20（再審査後）

更生会社は、2006年から現在に至るまで、本件特許権に係る請求項3、4、6、7、13、14、15、17、18及び21～30（なお、これらの請求項は、いずれも再審査証明書において記載されている。）に係る各特許発明（以下「本件特許発明」という。）を利用して製造されたダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ（以下「DRAM」という。）をアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）の国内において販売し、債権者らの本件特許権を侵害している。

更生会社がアメリカ国内で取り扱っているDRAM製品は、その製造の過程において本件特許発明が利用されており、債権者らは、アメリカ特許法第284条、第286条等に基づき、更生会社に対して少なく見積もっても1億4200万アメリカドルの損害賠償請求権を有している。

なお、この損害額は、2006年11月1日から更生手続開始決定の日までの間における、更生会社のDRAM製品のアメリカ国内での売上額を推計した上で、本件特許権の最低ロイヤリティー率（1%）を乗じて算出したものである。なお、過去の損害額については、年5%の割合による遅延損害金を付加して算出したものである。

以上